

令和8年9月14日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会

会長 稲 垣 浩

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和8年9月14日付け、文書番号8市協課第2447号をもって諮問のありました別紙特定非営利活動法人について、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

(1) 指定の更新申出法人（条例第9条第1項）

申出年月日	令和8年6月29日
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会
代表者氏名	稲富 正治
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野5丁目29番23号
定款に記載された目的	この法人は、神奈川県及び近隣の住民、学生、事業者及び労働者に対して、精神保健（メンタルヘルス）に関する事業を行い、地域における心身ともに健全な生活、学業、及び就業環境に寄与することを目的とする。
定款に記載された事業	（1）特定非営利活動に係る事業 ①住民、学生、事業者及び労働者に対する精神保健（メンタルヘルス）に関する普及啓発事業 ②保健、福祉及び教育の増進を図る心理教育的支援事業 ③精神保健（メンタルヘルス）専門職による相談及び査定に関する事業 ④精神保健（メンタルヘルス）専門職の能力及び資質向上に関する事業 ⑤精神保健（メンタルヘルス）に関する研究・調査活動等の事業 ⑥精神保健（メンタルヘルス）に関する機関誌・出版物等による広報事業

(2) 定款変更（事業）届出法人（条例第11条第1項）

届出年月日	令和8年9月4日
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっか
代表者氏名	青木 美香
主たる事務所の所在地	相模原市中央区中央三丁目3番6号 アーバン木下103
定款に記載された目的	本会は、相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者、などの移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的にする。
定款に記載された事業	（1）特定非営利活動に係る事業 ①福祉有償運送事業 ②外出するための移動とそれに伴う介助に関する事業 ③障害福祉サービス事業 ④地域生活支援事業 ⑤家事・介護・生活支援に関する事業 ⑥地域に向けての研修、啓発を図る事業 ⑦子育て世帯訪問支援事業 ⑧短期集中予防サービス事業移動支援サービス ⑨その他、本会の目的を達成するために必要な事業